

第 3 章

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第 8 条第 2 項第 2 号)

1. 届出対象行為と景観形成基準について
2. 大規模行為届出
3. 特定施設届出地区
4. 熊本空港周辺景観形成地区

規模の大きい建築物や工作物等は、景観の形成に大きな影響を与えることから、景観計画区域内（熊本市全域）において、一定規模以上の建築物や工作物等の新築等について、良好な景観形成のための行為の制限（景観形成基準）を定めます。

一方、届出対象とならない小規模な建築物や工作物等についても、市域の景観を構成する要素であることから、市民や事業者等に良好な景観形成についての趣旨を広く周知しつつ、景観形成方針（第2章第2節）及び景観形成基準（本章）に適合するよう配慮を促すとともに、市民や事業者は、景観形成方針及び景観形成基準の内容と趣旨を理解し、これらに適合するよう努めていきます。

1 届出対象行為と景観形成基準について

（1）届出対象行為と景観形成基準の関係等

「第2章 良好な景観の形成に関する方針」に基づき、良好な景観を形成するための行為の制限事項として、届出対象行為と景観形成基準を定めます。

市全域において、規模の大きい建築物・工作物等は、周囲の景観に大きな影響を及ぼすことから、一定規模以上の建築等の行為をしようとする事業者等は、景観法に基づく市への届出が必要となり、本計画に定める景観形成方針と景観形成基準の適合が求められます。

また、届出対象行為と景観形成基準は、大規模行為、特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区に区分し、それぞれ届出対象行為と景観形成基準を定めています。

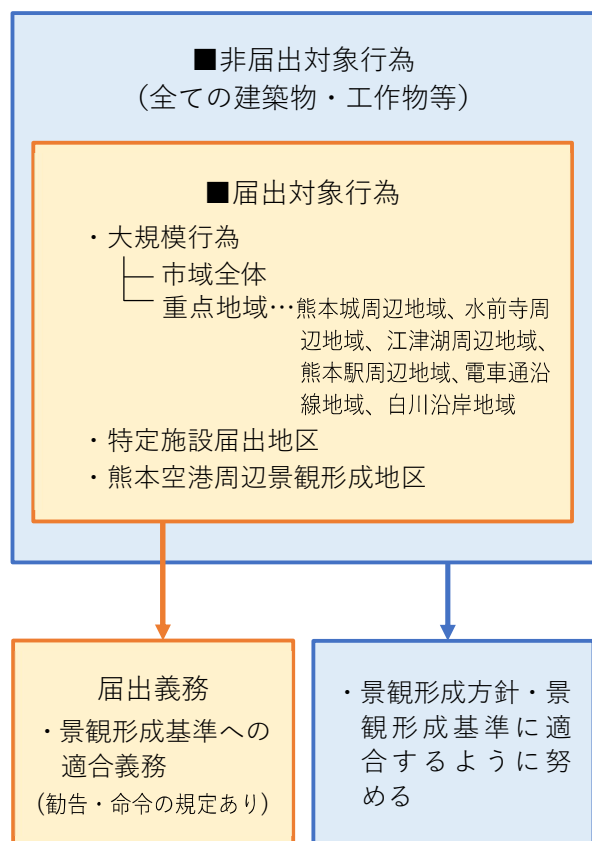


図 3-1 届出対象行為と景観形成基準の関係

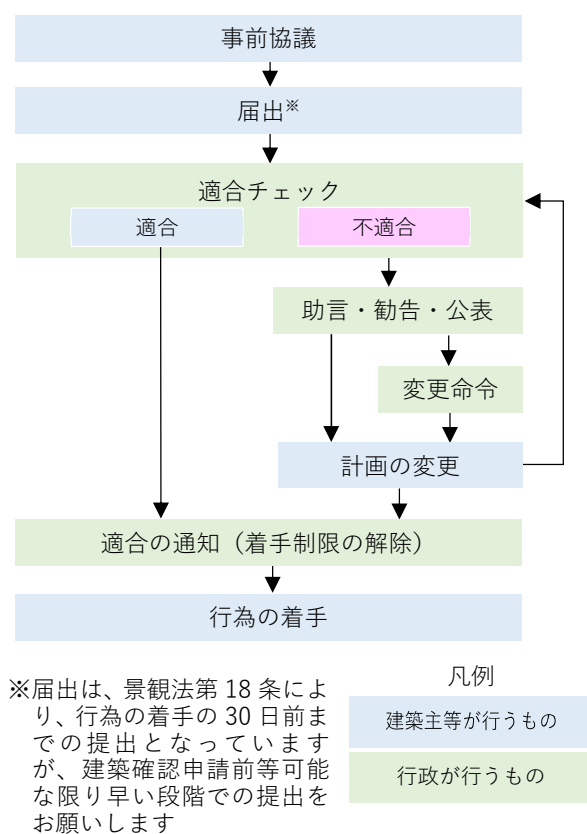


図 3-2 届出の流れ

（2）届出対象行為と景観形成基準の構成

本計画で設定する届出対象行為と景観形成基準の構成は、次のとおりです。

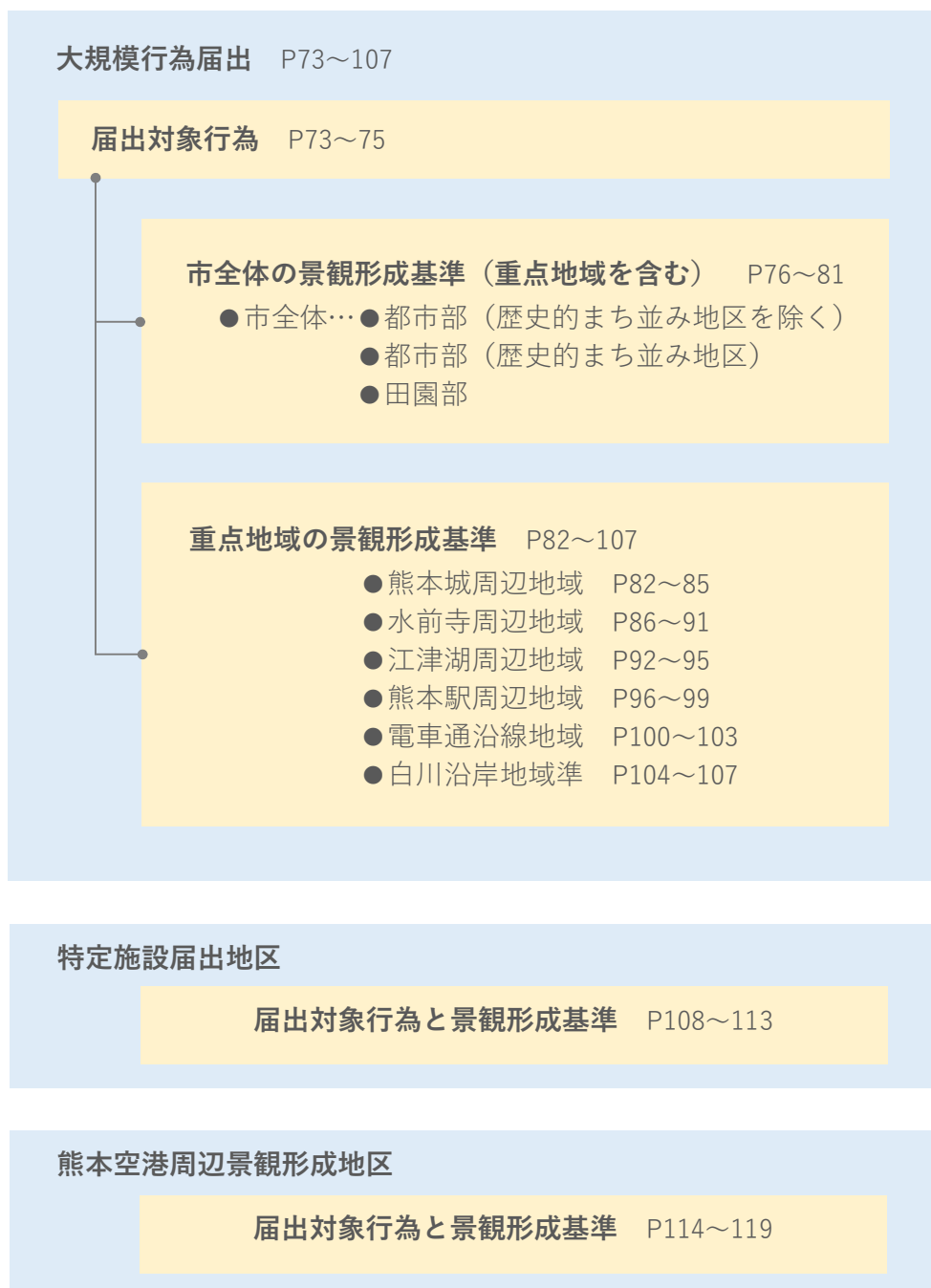


図 3-3 届出対象行為と景観形成基準の構成

(3) 届出における景観計画確認の流れ

景観法に基づく届出の対象となる行為をしようとする事業者等は、次のような流れで、本景観計画の内容を確認して、建築計画等を進めて下さい。

※建築基準法等の法規は別途確認して下さい。

- ・本市における景観の現状や特性、あるいは市域全体の景観形成の理念、目標、基本方針を確認する。

- 序章
- 第1章
- 第2章 第1節
- **2 景観形成の目標と基本方針** (P1~17)

- ・建築計画等の対象地が、ゾーンや軸、地域拠点、あるいは重点地域や特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区内に位置しているかを確認する。

- 第2章 第1節
- **3 景観の全体像** (P18~20)

- ・建築計画等の対象地が位置するゾーンや軸、地域拠点の景観形成方針、あるいは重点地域等の景観形成方針の内容、視点場の位置等を確認する。
- ・建築計画等の対象地が視点場の眺望範囲にある場合は、眺望の保全向上の考え方を確認する。

- 第2章 第2節
- **景観形成方針** (P24~67)

- ・建築計画等の対象地及び内容について届出が必要か否かを確認する。
 - 大規模行為届出が必要な場合
 - ⇒市域全体の景観形成基準を確認する。(P76~81)
 - ⇒建築計画等の対象地が重点地域内の場合は、重点地域の景観形成基準を確認する。(P82~107)
 - 特定施設届出が必要な場合
 - ⇒特定施設届出地区の景観形成基準を確認する。(P108~113)
 - 熊本空港周辺景観形成地区の届出が必要な場合
 - ⇒熊本空港周辺景観形成地区の景観形成基準を確認する。(P114~119)
- ・併せて、関係するガイドライン等 (P153) の内容を確認する。

- 第3章
- **良好な景観形成のための行為の制限に関する事項** (P69~119)

- ・屋外広告物に関する行為の制限、景観形成基準の内容等について確認する。
- ・屋外広告物の設置場所及び規模が、屋外広告物の景観形成基準への適合が必要なものであるか確認する。
- ・重点地域等に設置する場合は、重点地域等の景観形成基準の内容等を確認する。
- ・併せて、熊本市屋外広告物条例及び関係するガイドライン (P153)、屋外広告物のおてびき等の内容を確認する。

- 第5章
- **屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限** (P131~138)

- ・その他の章を確認し、景観計画の全体像を把握する。

- 第4章 (P121~129)
- 第6章~第9章 (P139~173)

図 3-4 届出における景観計画確認の流れ